

大阪・関西万博に向けた文化発信イベント『KANSAI 感祭』 プロモーション実施業務委託業務仕様書

1 委託業務名称

大阪・関西万博に向けた文化発信イベント『KANSAI 感祭』プロモーション実施業務

2 業務の目的

KANSAI 感祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の開催は関西文化の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、様々な事業を通じて、大阪・関西万博を契機とした国内外への関西の魅力発信及び関西各地への観光誘客の実現を目指している。

そのため、令和7年に開催される大阪・関西万博の機運醸成を図るとともに、大阪・関西万博の催事とも連携しながら、関西の文化力の向上や地域活性化、経済成長につなげることを目指して、大阪・関西万博の開催の前年となる令和6年にオール関西で文化発信イベント『KANSAI 感祭』（以下、「本文化発信イベント」という。）を開催する。

本業務は、本文化発信イベント開催に当たり、関西広域連合の構成府県市や民間が行う文化イベント等と連携し、より効果的、効率的な関西の文化の魅力を発信するプロモーションを展開する必要があるため、これらの業務を委託するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託業務の概要

本事業で委託する内容は、次の（1）～（6）とする。

なお、業務の実施にあたっては、「大阪・関西万博に向けた文化発信イベント実施計画書（案）」（以下、「実施計画」という。）を踏まえるとともに、実行委員会と十分に協議・調整すること。

（1）本文化発信イベント等のPRサイトの作成・運営管理

- ・イベント開催日や会場、出演アーティスト、有料チケット販売など本文化発信イベントのPRを行うこと。
- ・関西広域連合の構成府県市や同圏域の民間等が実施する文化イベントや文化体験、関西周遊の取組等のPRを行うこと。
- ・その他、関西の文化発信に資するPRを行うこと。

（2）オープニング、フィナーレセレモニーの実施

- ・本文化発信イベントの初回のコアイベントに合わせて、オープニングに相応しいセレ

- ・モニターを開催すること。
- ・本文化発信イベントの最終回のコアイベントに合わせて、フィナーレに相応しいセレ
モニターを開催すること。

(3) 食文化PR

- ・関西の食文化を発信・体験できるブースを展開すること。
- ・実施に必要な届出や許認可等一切の手続きを行うこと。

(4) ものづくりアート展

- ・アーティストと関西のものづくり企業等による実用品に近いアート展や、学生ともの
づくり企業等によるデザイン性の高い製品展など、関西の強みである文化とものづく
りの魅力を発信する展示会を開催すること。
- ・ものづくり体験など来場者が体験できるプログラムを実施すること。

(5) リサイクルアート展

- ・リサイクル品を素材に用いたアート作品展示会など関西の環境保全の取組のPRに
つながるアート展を開催すること。
- ・リサイクルアート作品づくり体験など来場者が体験できるプログラムを実施するこ
と。

(6) その他

- ・本文化発信イベントが一過性に終わらないよう継続開催に向けた検討を行うこと。

5 納品物及び納期

(1) 成果品

- ・本業務における成果品は、すべての業務の実施報告書の他、作成・使用したデータ等
も提出すること。
- ・受託者は、成果品を電子ファイルで提出することとし、電子ファイルのデータ形式及
び提出方法については、事前に実行委員会の承認を受けること。
- ・また、電子ファイルは、業務終了後に実行委員会が再利用しやすいよう配慮すること。
- ・成果品については、電子ファイルの他、A4サイズで20部印刷のうえ、提出するこ
と。

(2) 業務完了報告

- ・受託業務が完了したときは、履行期限までに業務完了報告書1部（任意様式、A4・
両面印刷）を提出し、実行委員会の完了検査を受けること。

6 留意事項

- ・最終的な委託業務内容については、採択後に実行委員会と協議の上、決定することと
する。
- ・受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本業務仕様書を遵守すること。

- 本業務仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と実行委員会が協議の上、決定すること。
- 全ての成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、実行委員会に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、実行委員会の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、実行委員会に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。
- 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより実行委員会又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。

社寺等を活用したプレミアムコンテンツ創造事業実施業務 委託業務仕様書

1 委託業務名称

社寺等を活用したプレミアムコンテンツ創造事業実施業務

2 業務の目的

KANSAI 感祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の開催は関西文化の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、様々な事業を通じて、大阪・関西万博を契機とした国内外への関西の魅力発信及び関西各地への観光誘客の実現を目指している。

そのため、令和 7 年に開催される大阪・関西万博の開催地として世界各国から注目されるこの機会を生かして、関西の社寺等の文化財を活かした特別な文化体験等を創造することにより、より多くの訪日観光客等を関西に誘客することで、関西の文化継承につなげるとともに、関西の地域活性化につなげることが必要である。

本業務は、特別な文化体験等のコンテンツを創造するとともに、より効果を高める関連コンテンツを創造するため、これらの業務を委託するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 委託業務の概要

本事業で委託する内容は、次の（１）～（６）とする。

なお、業務の実施にあたっては、「大阪・関西万博に向けた文化発信イベント実施計画書（案）」（以下、「実施計画」という。）を踏まえるとともに、本業務を担当するプロデューサー及び実行委員会と十分に協議・調整すること。

（１）社寺等を活用した文化観光コンテンツの創造

- ・関西の文化の魅力を発信するとともに、訪日観光客等を関西に誘客するために、これまでに例のない文化観光コンテンツを創造すること。
- ・会場となる社寺等や関西のアーティスト、食文化等その他の関西の強みを活かしたコンテンツとすること。
- ・一般を対象としたコンテンツと合わせて、富裕層を対象としたプレミアム性の高いコンテンツも創造すること。

（２）コンテンツの販売と売上の取り扱い

- ・訪日観光客等が支障なくコンテンツを購入することができる方法により、有料チケット等を販売すること。

- ・売上は受託者の収入とするが、その収入を財源として当業務をより効果的、効率的に実施できるよう内容の充実や関連する事業を実施すること。

(3) 出演者・団体、会場等との調整

- ・出演するアーティストや団体との連絡調整や出演交渉、出演料の支払い等出演に関して必要となる業務一切を行うこと。
- ・会場使用及びその周辺に所在者等に係る連絡調整や事前説明、各種法令による許可や届出等の手続きなど、会場使用に関して必要となる業務一切を行うこと。

(4) 訪日観光客等に向けた効果的なプロモーション

- ・訪日観光客等に向けて、Web等を活用したPRを実施すること。
- ・交通や観光その他の事業者等と連携したプロモーション等も検討すること。

(5) 当日運営

- ・創造したコンテンツの他、文化体験ブースや物品販売ブース、食ブース等会場への集客や観光客の消費単価向上につながる取組を行うこと。
- ・当日の準備、設営、進行、警備、撤収等その他運営に関して必要となる業務一切を行うこと。

(6) その他

- ・本業務の実施に関連して必要となる業務を行うこと。

5 納品物及び納期

(1) 成果品

- ・本業務における成果品は、すべての業務の実施報告書の他、作成・使用したデータ等も提出すること。
- ・受託者は、成果品を電子ファイルで提出することとし、電子ファイルのデータ形式及び提出方法については、事前に実行委員会の承認を受けること。
- ・また、電子ファイルは、業務終了後に実行委員会が再利用しやすいよう配慮すること。
- ・成果品については、電子ファイルの他、A4サイズで20部印刷のうえ、提出すること。

(2) 業務完了報告

- ・受託業務が完了したときは、履行期限までに業務完了報告書1部（任意様式、A4・両面印刷）を提出し、実行委員会の完了検査を受けること。

6 留意事項

- ・最終的な委託業務内容については、採択後に実行委員会と協議の上、決定することとする。
- ・受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本業務仕様書を遵守すること。
- ・本業務仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受

託者と実行委員会が協議の上、決定すること。

- 全ての成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、実行委員会に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、実行委員会の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、実行委員会に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。
- 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより実行委員会又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。

関西の伝統文化親子体験教室実施業務 委託業務仕様書

1 業務名

関西の伝統文化親子体験教室実施業務

2 業務目的

KANSAI 感祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、関西（関西広域連合構成府県市内の範囲）にゆかりのある伝統文化を、その歴史や背景などとともに取り上げ、関西の子どもたちに鑑賞・学習・体験できる機会を広く提供し、次世代への継承につなげる。

3 業務期間

契約締結日～令和7年2月7日

4 業務内容

(1) 開催会場の選定・確保

- ・実行委員会と協議の上、1会場以上を選定、手配すること
- ・開催日数は1日以上とすること
- ・参加対象者は関西在住の小中学生及びその保護者とすること

(2) 体験団体との派遣調整及びイベント運営

実行委員会と調整の上、以下について、受託者において手配を行い、円滑なプログラム実施を実現すること。

- ・体験団体の手配、連絡調整、当日のアテンド、時間管理、団体出演経費の支払い及び源泉税の納税
- ・進行管理（タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本その他資料作成を含む）の実施。
- ・参加者の募集・受付・案内（参加者数の把握含む）。
- ・出演者及び施設等の安全管理。
- ・イベント保険への加入と保険料の支払（対人・対物補償を含んだ損害賠償責任補償）。

(3) 実施体験の想定

以下の体験を組み込み実施すること。ただし、体験内容を変更する場合がある。

なお、参加費は原則無料とし、徴収する場合は、材料費相当とすること。

①生け花体験

生け花の特徴・歴史等の解説の他、実際に生花を使用しながら生け花を体験する。

②和菓子づくり体験

和菓子の特徴・歴史等の解説の他、実際に和菓子づくりを体験する。

(4) 事業実施にあたっての留意点

小中学生に伝統文化の魅力を、わかりやすく伝え、楽しく学びながら親しみを持てる内容とすること。また、質問コーナーを設け、体験団体と参加者の交流を図ること。

(5) 広報・記録

- ・多くの小中学生が伝統文化を体験する機会を得られるよう、参加意欲を高める効果的なチラシや SNS 等を活用した情報発信など、効果的な広報を行うこと。
- ・事業報告用に各体験の様子を記録撮影すること

5 事業完了報告

事業終了後、事業完了報告として、委託内容及び成果に関する報告書をまとめ、紙媒体及び電子データで各 2 部、以下に提出すること。

- ・納期：令和 7 年 2 月 7 日
- ・納品場所：KANSAI 感祭実行委員会事務局（関西広域連合広域観光・文化・スポーツ振興局文化課（京都府文化生活部文化政策室））

6 留意事項

- (1) 最終的な委託業務内容については、採択後に実行委員会と協議の上、決定することとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本業務仕様書を遵守するとともに、実行委員会の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、安全かつ円滑、正確に行うこと。
- (3) 本業務仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と実行委員会が協議の上、決定すること。
- (4) 作成、配信した動画や広報物等、全ての成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、実行委員会に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (5) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、実行委員会の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、実行委員会に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (6) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

- (7) 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。また、出演者及び視聴者等の個人情報の取り扱いについては契約書による。
- (8) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより実行委員会又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症対策について、スタッフのほか、出演者などの外部参加者に対して、必要な措置を講じること。

関西の地域文化実演・体験による魅力発信事業 実施業務委託仕様書

1 業務名

関西の地域文化実演・体験による魅力発信事業実施業務

2 目的

古くから日本の歴史の表舞台となってきた関西では、王朝文学や能、狂言、歌舞伎、人形浄瑠璃、文楽に代表される伝統芸能が創始されるとともに、優れた美意識を背景に茶道や華道をはじめとする生活文化や伝統工芸が育まれてきた。また、関西各地においては地域文化の粋をこらした「山・鉾・だんじり」の巡行などの祭礼行事が行われ、地域コミュニティを結びつける重要な役割を果たしてきた。しかし、少子高齢化や生活様式の多様化が進む中で、関西各地の地域文化の保存、継承や親しむ機会の減少は大きな課題となっている。

そこで、各地の地域文化を関西各地で実演、体験、公開することにより、その歴史文化的価値や魅力を直接体感できる機会を創出することで、広く関西に関西の地域文化の魅力を発信、浸透させ、地域文化を支える機運醸成や関西各地へ誘客することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日

4 業務内容

(1) 実演場所の選定・確保

地域文化の実演、体験による歴史文化的価値や魅力の発信の効果がより大きく見込める場所を関西内において選定し、当該場所の管理者と実演に関する許可を得るための調整を行い、実演場所を確保する。

地域文化には地域の「山・鉾・だんじり」巡行・展示などの祭礼行事を含むこととする。

なお、実演場所については、KANSAI感祭実行委員会（以下、「実行委員会」という）から指定することもあるため、協議の上、決定する。

【実演場所及び実施回数】

下記の府県の中から選定するとともに、伝統芸能等の実演12回以上、山・鉾・だんじりの展示巡行を8基以上実施すること

(実演場所)

大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県

(会場選定の考え方)

会場選定にあたっては、関西の地域文化を一体的にPRするため、普及啓発の中核となる会場（メイン会場）を1か所設定し、伝統芸能の実演、山・鉦・だんじりの展示巡行を複合的に実施するとともに、後述する Relight プロジェクトを実施すること。

また、地域文化の披露や祭事等の普及を行う小会場（サテライト会場）を選定するなど、年間をとおして地域文化の魅力発信に向けた効果的な事業展開を計画すること。

(実演場所想定例)

メイン会場：観光関連等各種展示会場（ツーリズム EXPO ジャパン等）、公園等
サテライト会場：文化関連等各種イベント会場、観光関連等各種展示会場（ツーリズム EXPO ジャパン等）、公園等

(2) 実演団体との派遣調整

伝統芸能や祭などの民俗芸能、伝統工芸など関西の地域文化から、実演場所における実演、体験に適した地域文化を複数事務局が選定する（「山・鉦・だんじり」巡行等の祭礼行事を含む。）ので、当該地域文化を担う団体と出演に向けた調整を行い、円滑な出演を実現する（団体への経費支払を含む）。特に「山・鉦・だんじり」等の輸送・展示に当たっては、破損や汚損することのないよう十分留意し、保険等含めた必要な対策を講じること。

・実演団体想定例

伝統芸能：能・狂言、人形浄瑠璃など

民俗芸能：富田人形浄瑠璃（滋賀県）、和知太鼓保存会（京都府）、中堂寺六斎念仏（京都市）交野ヶ原交野節（大阪府）、南都楽所・篠原踊り（奈良県）、藤白の獅子舞（和歌山県）、阿万風流踊（兵庫県）因幡の麒麟獅子舞（鳥取県）、阿波人形浄瑠璃（徳島県）など

「山車・地車・山鉦」巡行：

左義長祭り（滋賀県）、京都祇園祭の山鉦行事（京都市）、生根神社夏祭り（だいがく祭り）（大阪府）、榛原秋祭（奈良県）、粉河祭（和歌山県）、宍喰祇園祭（徳島県）など

(3) 地域文化の再焦点化に係る対応（Relight プロジェクト）

伝統芸能や地域で大切にされてきた祭事本来の在り様を変更することなく、その魅力を十分に活かしつつ、これまで地域文化に触れてこなかった層をはじめ、昨今の

多様性社会を反映したあらゆる人に向けて、地域文化に再び光を当てるような取組を企画・実施すること。

(実施プロジェクト想定)

伝統・民俗芸能：民俗舞踊などに見られる祈りの精神に光を当て直し、磨き上げるための映像・照明効果をつけた演舞の披露や普及啓発に長く活用可能な映像作品（ドキュメンタリー）の制作など

地域の祭事等：祭事の持つ熱気・煌めきに光を当て直し、磨き上げるために照明・音響効果をつけた山・鉦・だんじりの披露や複数同時実演など

(4) 広報・運営

実演、体験当日により多くの人を実演場所に訪れるよう事前に効果的な広報を行うとともに、実演、体験の当日がより親しみやすく、また、会場が賑やかになる催しを企画し、より多くの人を惹きつける工夫を行う。

また、実演、体験する当日の準備、設営、進行、オンライン配信（実施の場合）、安全管理、撤収等運営管理一切を行う。

文化財を傷ませないためのトラスなどの降雨対策の他、展示・実演披露に必要な対策を講じること。

なお、「山・鉦・だんじり」等の巡行・展示にあたっては、監視員を適所に配置するなど、来場者及び団体参加者の安全確保に最大限留意すること。

(5) 記録・撮影

実演、体験当日の鑑賞者数や体験者数、鑑賞者・体験者を対象としたアンケート等、事業効果（地域文化の歴史文化的価値や魅力の発信）を評価するためのデータを収集、記録するとともに、実演、体験当日の様子を撮影（静止画及び動画）する。

なお、被写体となった人に対して、関西広域連合のHP等への掲載など公開に係る肖像権等権利関係の承諾を得る。

(6) 実績報告

実演、体験を実施した後、速やかに鑑賞者数や体験者数、写真等による結果速報を報告するとともに、すべての実演、体験が終了した後、アンケート集計結果等も加えた詳細を報告する。

5 成果物

次の成果物を作成し納品する。

(1) 実績報告書

事業に関するすべての事項を記録した報告書（A 4 縦） 3 部

(2) 資料データ

事業に関する最終的な資料（協議資料など事業途中の不確定資料は含まない）3 部

(3) 撮影データ

実演、体験当日の様子を撮影した画像及び動画データ（JPG 及び mp4 形式）1 部

6 その他

- (1) 成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、実行委員会に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関する無期限の使用について必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (2) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、実行委員会の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担により、これを処理解決するとともに、実行委員会に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 実行委員会は本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は実行委員会と協議を行うこと。
- (6) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス感染していることにより、実行委員会又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、現状回復及びその他賠償等について、対応すること。

大阪・関西万博に向けた関西の文化資源活用事業実施業務 委託業務仕様書

1 委託業務名称

大阪・関西万博に向けた関西の文化資源活用事業実施業務

2 業務の目的

KANSAI 感祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の開催は関西文化の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、国が推進する日本博2.0を契機として関西における様々な事業を通じて、大阪・関西万博を契機とした国内外への関西文化の魅力発信を行うとともに、訪日観光客等を関西各地へ誘客することにより、文化と経済の好循環の創出と文化力の向上を促し、文化の継承及び地域経済の活性化につなげることを目指している。

そのため、令和7年に開催される大阪・関西万博の開催地として世界各国から注目されるこの機会を生かして、関西の文化芸術や文化観光の専門人材を配置し、関西のアーティストによるパフォーマンスや伝統芸能等関西各地の文化資源を活用した新しい時代の訪日観光客等のニーズに応える文化芸術事業を実施する。

本業務は、関西の文化資源を活かした文化芸術事業に取り組むとともに、より効果を高める関連コンテンツを創造するため、これらの業務を委託するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託業務の概要

本事業で委託する内容は、次の（1）～（8）とする。

なお、業務の実施にあたっては、「大阪・関西万博に向けた文化発信イベント実施計画書（案）」（以下、「実施計画」という。）を踏まえるとともに、本業務を担当するプロデューサー及び実行委員会と十分に協議・調整すること。

（1）専門人材の配置

- ・日本博2.0を契機として地域の文化資源を活用した新しい時代の訪日観光客等のニーズに資する文化芸術事業を推進するため、文化芸術や文化観光の専門人材を配置すること。

（2）関西の文化資源を活用した文化芸術事業の推進

- ・配置した専門人材を軸として、関西の文化資源の掘り起こしや磨き上げを行い、訪日観光客等のニーズに応える文化芸術事業の企画運営を行うこと。
- ・関西の文化芸術の歴史や魅力をより効果的に発信するため、来場者が体験や文化芸術

の担い手と交流できるコンテンツを企画し実施すること。

- ・本事業に関わった文化芸術の担い手同士の交流が深まるように、事業の企画への参画や担い手同士の共創によるコンテンツの造成等関係性が深まる取組の実施に努めること。

(3) 食文化等の生活文化コンテンツの創造

- ・関西の日本酒や郷土料理等関西の食が集う食文化を楽しみながら体験できるコンテンツを創造すること。
- ・関西の農林水産物や食に関連する道具類など食文化関連資源に関するコンテンツも合わせて創造すること。

(4) コンテンツの販売と売上の取り扱い

- ・有料コンテンツを創造する場合は、訪日観光客等が支障なくコンテンツを購入することができる方法によりチケット等を販売すること。
- ・売上は受託者の収入とするが、その収入を財源として当業務をより効果的、効率的に実施できるよう内容の充実や関連する事業を実施すること。

(5) 出演者・団体、会場等との調整

- ・出演するアーティストや団体との連絡調整や出演交渉、出演料の支払い等出演に関して必要となる業務一切を行うこと。
- ・会場使用及びその周辺に所在者等に係る連絡調整や事前説明、各種法令による許可や届出等の手続きなど、会場使用に関して必要となる業務一切を行うこと。

(6) 訪日観光客等に向けた効果的なプロモーション

- ・訪日観光客等に向けて、Web等を活用したPRを実施すること。
- ・交通や観光その他の事業者等と連携したプロモーション等も検討すること。

(7) 当日運営

- ・創造したコンテンツの他、文化体験ブースや物品販売ブース、食ブース等会場への集客や観光客の消費単価向上につながる取組を行うこと。
- ・当日の準備、設営、進行、警備、撤収等その他運営に関して必要となる業務一切を行うこと。

(8) その他

- ・本業務の実施に関連して必要となる業務を行うこと。

5 納品物及び納期

(1) 成果品

- ・本業務における成果品は、すべての業務の実施報告書の他、作成・使用したデータ等も提出すること。
- ・受託者は、成果品を電子ファイルで提出することとし、電子ファイルのデータ形式及び提出方法については、事前に実行委員会の承認を受けること。

- ・また、電子ファイルは、業務終了後に実行委員会が再利用しやすいよう配慮すること。
- ・成果品については、電子ファイルの他、A4サイズで20部印刷のうえ、提出すること。

(2) 業務完了報告

- ・受託業務が完了したときは、履行期限までに業務完了報告書1部（任意様式、A4・両面印刷）を提出し、実行委員会の完了検査を受けること。

6 留意事項

- ・最終的な委託業務内容については、採択後に実行委員会と協議の上、決定することとする。
- ・受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本業務仕様書を遵守すること。
- ・本業務仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と実行委員会が協議の上、決定すること。
- ・全ての成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、実行委員会に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- ・成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、実行委員会の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、実行委員会に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- ・業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- ・受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。
- ・電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス等に感染していることにより実行委員会又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。

アート等を活用したプレミアムコンテンツ創造事業実施業務 委託業務仕様書

1 委託業務名称

アート等を活用したプレミアムコンテンツ創造事業実施業務

2 業務の目的

KANSAI 感祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の開催は関西文化の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、様々な事業を通じて、大阪・関西万博を契機とした国内外への関西の魅力発信及び関西各地への観光誘客の実現を目指している。

そのため、令和 7 年に開催される大阪・関西万博の開催地として世界各国から注目されるこの機会を生かして、関西のアートやパフォーマンス等を活かした特別な文化体験等を創造することにより、より多くの訪日観光客等を関西に誘客することで、関西の文化継承につなげるとともに、関西の地域活性化につなげることが必要である。

本業務は、特別な文化体験等のコンテンツを創造するとともに、より効果を高める関連コンテンツを創造するため、これらの業務を委託するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 委託業務の概要

本事業で委託する内容は、次の（１）～（６）とする。

なお、業務の実施にあたっては、「大阪・関西万博に向けた文化発信イベント実施計画書（案）」（以下、「実施計画」という。）を踏まえるとともに、本業務を担当するプロデューサー及び実行委員会と十分に協議・調整すること。

（１）アート等を活用した文化観光コンテンツの創造

- ・関西の文化の魅力を発信するとともに、訪日観光客等を関西に誘客するために、これまでに例のない文化観光コンテンツを創造すること。
- ・会場の特性や関西のアーティスト、食文化等その他の関西の強みを活かしたコンテンツとすること。
- ・一般を対象としたコンテンツと合わせて、富裕層を対象としたプレミアム性の高いコンテンツも創造すること。

（２）コンテンツの販売と売上の取り扱い

- ・訪日観光客等が支障なくコンテンツを購入することができる方法により、有料チケット等を販売すること。

- ・売上は受託者の収入とするが、その収入を財源として当業務をより効果的、効率的に実施できるよう内容の充実や関連する事業を実施すること。

(3) 出演者・団体、会場等との調整

- ・出演するアーティストや団体との連絡調整や出演交渉、出演料の支払い等出演に関して必要となる業務一切を行うこと。
- ・会場使用及びその周辺に所在者等に係る連絡調整や事前説明、各種法令による許可や届出等の手続きなど、会場使用に関して必要となる業務一切を行うこと。

(4) 訪日観光客等に向けた効果的なプロモーション

- ・訪日観光客等に向けて、Web等を活用したPRを実施すること。
- ・交通や観光その他の事業者等と連携したプロモーション等も検討すること。

(5) 当日運営

- ・創造したコンテンツの他、文化体験ブースや物品販売ブース、食ブース等会場への集客や観光客の消費単価向上につながる取組を行うこと。
- ・当日の準備、設営、進行、警備、撤収等その他運営に関して必要となる業務一切を行うこと。

(6) その他

- ・本業務の実施に関連して必要となる業務を行うこと。

5 納品物及び納期

(1) 成果品

- ・本業務における成果品は、すべての業務の実施報告書の他、作成・使用したデータ等も提出すること。
- ・受託者は、成果品を電子ファイルで提出することとし、電子ファイルのデータ形式及び提出方法については、事前に実行委員会の承認を受けること。
- ・また、電子ファイルは、業務終了後に実行委員会が再利用しやすいよう配慮すること。
- ・成果品については、電子ファイルの他、A4サイズで20部印刷のうえ、提出すること。

(2) 業務完了報告

- ・受託業務が完了したときは、履行期限までに業務完了報告書1部（任意様式、A4・両面印刷）を提出し、実行委員会の完了検査を受けること。

6 留意事項

- ・最終的な委託業務内容については、採択後に実行委員会と協議の上、決定することとする。
- ・受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本業務仕様書を遵守すること。
- ・本業務仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受

託者と実行委員会が協議の上、決定すること。

- 全ての成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、実行委員会に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、実行委員会の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、実行委員会に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。
- 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより実行委員会又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。